

新火葬場建設候補地比較表

敷地候補地名		大藪町Ⅰ (大藪町上迫間洞)	大藪町Ⅱ (大藪町迫間洞)	松坂町 (松坂町3丁目)	笠原町梅平 (笠原町梅平)	備考
地番		大藪町249 外	大藪町1983-6 外	松坂町3丁目5-1、6-1	笠原町4022-7	
地籍(登記簿)		8,062㎡(ため池部分の筆のみ) ※249番(ため池)については、国道248号となっている部分も含む	14,099㎡ 保安林部分の筆を含む	14,756㎡	85,016㎡	
地目(登記簿)		—	山林、保安林	山林		
地権者の別		官有地	北姫財産区、民有地(5人)	民有地(1人)	市有地	
周囲の地目		山林、保安林	保安林、公衆用道路	山林、保安林		
都市計画法	都市計画区域内外の別	都市計画区域内	都市計画区域内	都市計画区域内	都市計画区域内	
	区域区分の別	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	無指定(平成22年度内に市街化調整区域)	
	用途地域の別	無指定	無指定	無指定	無指定	
	防火・準防火地域の別	無指定	無指定	無指定	無指定	
	その他の地域地区 (風致地区、地区計画、駐車場整備地区等)	なし	なし	なし	なし	
	都市計画施設の区域 (都市計画施設の名称)	区域外	区域内(一部) (3・3・2 国道248号線多治見バイパスの一部)	区域外	区域内 (笠原町クリーンセンター)	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	区域内	区域内	区域内	区域外	宅地造成等規制法第3条
	造成宅地防災区域	区域外	区域外	区域外	区域外	宅地造成等規制法第20条
建築基準法	建築基準法第22条区域	区域外	区域外	区域内	区域外	建築基準法第22条
	災害危険区域	区域外	区域外	区域外	区域外	建築基準法第39条第1項
上水道	給水可能区域	区域内	区域内	区域内	区域内	水道法第3条第12項
下水道	下水道処理区域	区域外	区域外	区域外。ただし、下水に接続可能	区域外	下水道法第9条第2項
農振法	農業振興地域	区域内	区域外	区域外	区域外	農業振興地域の整備に関する法律第6条
	農用地区域	区域外	区域外	区域外	区域外	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
森林法	地域森林計画対象民有林	区域外	区域内	区域内	区域外	森林法第5条
	保安林	区域外。ただし、保安林に隣接	区域内	区域外。ただし、保安林に隣接	区域外	森林法第25条、第25条の2
その他の個別法	地すべり防止区域	区域外	区域外	区域外	区域外	地すべり等防止法第3条第1項
	土砂災害特別警戒区域	区域外	区域外	区域外	区域外	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項
	急傾斜地崩壊危険区域	区域外	区域外	区域外	区域外。ただし、市道との分岐部分は区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	河川区域	区域外	区域外	区域外	区域外	
	河川保全区域	区域外	区域外	区域外	区域外	
	砂防指定区域	区域内	区域内	区域内	区域外	
法定外公共物	区域内(迫間川(普通河川))	区域外	区域外	区域外	区域外	
立地条件及び周辺環境配慮する事項	現況の土地利用	ため池、山林	山林、保安林	山林	笠原クリーンセンター	
	実測の面積(CADによる簡易計測)	約9,150㎡	約10,060㎡	約17,700㎡	****	
	候補地周囲の土地利用	山林、工場、住宅	山林	山林、工場	ごみ処分場、工場	
	自然環境への影響(自然景観の保全、貴重な生物の有無等)	(調査が必要) 特に無し	(調査が必要) 特に無し	(調査が必要) 特に無し	(調査が必要) 特に無し	
	埋蔵文化財(埋蔵文化財等の有無)	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	
	接道(敷地に接している道路の種類)	県道 (進入路として河川及び国有地の占有が必要)	県道 (進入路として保安林解除が必要)	県道	私道(多治見市管理道路)	
	幹線道路からの候補地へのアクセス及び距離(国道及び主要な県道からの距離)	国道248号→県道→(候補地)	国道248号→県道→(候補地)	県道(旧248号)→県道	市道→私道(多治見市管理道路)	
	周囲の住宅からの距離	約20m 戸建て住宅	なし	約150m 戸建て住宅(県道沿い)	なし	
	周囲の住宅団地からの距離	なし	なし	約190m ガーデンレス松坂台	なし	
	その他の周囲の建築物	工場(ライスセンター)	なし	工場(生コンプラント)	工場	
その他の配慮する事項	候補地に近接した住宅があるため、建設地の選定にあたっては配慮が必要	なし	候補地の周辺に住宅団地があるため、見通し等に配慮が必要	ごみ焼却施設の跡地利用となるため、住民感情等に配慮が必要		

敷地候補地名		大藪町Ⅰ (大藪町上迫間洞)	大藪町Ⅱ (大藪町迫間洞)	松坂町 (松坂町3丁目)	笠原町梅平 (笠原町梅平)	備考
関係法令の 手続き	火葬場経営許可 (市環境課)	場合によって必要 (都市計画事業認可による場合に不要)	場合によって必要 (都市計画事業認可による場合に不要)	場合によって必要 (都市計画事業認可による場合に不要)	場合によって必要 (都市計画事業認可による場合に不要)	墓地、埋葬等に関する法律第10条、岐阜県事務処理の特例に関する条例第2条第1項 ※都市計画事業の場合、都市計画法第59条の認可又は承認をもって許可とみなす 都市計画法第19条、第21条
	都市計画決定 (市都市政策課)	必要	必要	必要	必要	都市計画法第59条
	都市計画事業認可 (県担当課)	場合によって必要 (用地買収等から判断が必要)	場合によって必要 (用地買収等から判断が必要)	場合によって必要 (用地買収等から判断が必要)	場合によって必要 (用地買収等から判断が必要)	都市計画法第29条、第34条の2
	都計法・開発行為の協議 (市開発指導課)	不要 (火葬場であるため適用除外)	不要 (火葬場であるため適用除外)	不要 (火葬場であるため適用除外)	不要 (火葬場であるため適用除外)	都市計画法第53条第1項
	都市計画施設の区域内の許可 (市都市政策課)	不要	不要 (既存の都市計画施設区域の整理が前提)	不要	不要 (既存の都市計画施設区域の整理が前提)	宅地造成等規制法第11条 岐阜県事務処理の特例に関する条例第2条第1項 建築基準法第43条第1項
	宅地造成工事協議 (市開発指導課)	必要	必要	必要	不要 (宅造工事規制区域外のため)	建築基準法第51条(位置決定)
	建築許可申請(第43条第1項ただし書き) (県東濃建築事務所)	場合によって必要 (水路等の幅員が4m以上である場合)	不要	不要	不要	建築基準法第6条
	建築許可申請(法第51条ただし書き) (県東濃建築事務所)	不要 (都市計画決定によるため)	不要 (都市計画決定によるため)	不要 (都市計画決定によるため)	不要 (都市計画決定によるため)	建築基準法第88条
	建築物確認申請 (県東濃建築事務所外)	必要	必要	必要	必要	建築基準法第7条
	工作物(擁壁)確認申請 (県東濃建築事務所外)	不要 (宅造工事規制区域内のため)	不要 (宅造工事規制区域内のため)	不要 (宅造工事規制区域内のため)	必要	農地法第4条
	県建築基準条例にかかる申請 (県東濃建築事務所)	不要	不要	不要	不要	森林法第27条
	農業振興地域の変更・解除 (県)	必要	不要	不要	不要	森林法第10条の2
	農地転用許可 (県)	不要	不要	不要	不要	河川法第24条
	保安林解除申請 (県)	場合によって必要。作業許可は可能 (敷地に保安林部分を含む場合のみ)	必要(要時間) (進入路、排水施設を確保するため)	不要	不要	河川法第26条
	林地開発許可申請 (県東濃農林事務所林業課)	不要	不要。ただし連絡調整は必要 (地方公共団体が行うため)	不要。ただし連絡調整は必要 (地方公共団体が行うため)	不要。ただし連絡調整は必要	河川法第55条
	河川区域内占用許可 (河川管理者)	不要	不要	不要	不要	砂防法第4条
	河川区域内工作物新設等許可 (河川管理者)	不要	不要	不要	不要	道路法第24条
	河川保全区域内行為許可 (河川管理者)	不要	不要	不要	不要	
	砂防指定区域内行為許可 (県等)	必要	必要	必要	必要	
	道路自費工事承認 (道路管理者)	必要 (県道からの進入路部分)	必要 (県道からの進入路部分)	必要 (県道からの進入路部分)	必要	
	法定外公共物用途廃止 (市建設総務課)	不要	不要	不要	不要	
	法定外公共物占用許可 (市建設総務課)	必要 (迫間川(普通河川)部分の占用)	不要	不要	不要	
	建設リサイクル法に基づく通知 (県東濃建築事務所)	必要	必要	必要	必要	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条
	浄化槽設置届出	不要 (建築確認申請によるため)	不要 (建築確認申請によるため)	不要 (下水道へ接続可能であるため)	不要 (建築確認申請によるため)	浄化槽法第5条第1項
	省エネ法第75条届出	必要	必要	必要	必要	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条
	大規模な行為の通知 (市都市政策課)	必要	必要	必要	必要	景観法第16条第1項、多治見市美しい風景づくり条例第20条第
	岐阜県埋立て等の規制に関する条例にかかる手続き (県東濃振興局環境課)	不要 (地方公共団体が行うため)	不要 (地方公共団体が行うため)	不要 (地方公共団体が行うため)	不要 (地方公共団体が行うため)	岐阜県埋立て等の規制に関する条例第10条
	中高層建築物等条例にかかる手続き (市開発指導課)	建築物の規模によって必要 (建築物の規模による)	建築物の規模によって必要 (建築物の規模による)	建築物の規模によって必要 (建築物の規模による)	建築物の規模によって必要 (建築物の規模による)	多治見市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例
	特定公共的施設新設等届出書 (県東濃建築事務所)	不要 (市町村は届出等の手続きが適用外)	不要 (市町村は届出等の手続きが適用外)	不要 (市町村は届出等の手続きが適用外)	不要 (市町村は届出等の手続きが適用外)	岐阜県福祉のまちづくり条例第24条
	その他の法令 (消防法等)	ため池の用途廃止手続き	なし	なし	なし	

